

登米市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定請求について、同条第 3 項の規定により令和 7 年登米市議会定例会 2 月定期議会に付議したので、その審議結果を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 12 日

登米市長 熊谷 盛廣



1 提出議案

議案第 32 号 登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定について

2 議決年月日

令和 7 年 3 月 12 日

3 審議結果

否決